

第 3 次札幌市市民自治推進会議

「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について（報告書）」の概要

市民自治によるまちづくりを進めるための基本原則を定める条例として平成 19 年 4 月に施行された「札幌市自治基本条例」では、市は、市民の意見を聴きながら、市の施策・制度がこの条例に沿って整備・運用されているかを評価する（第 31 条）とともに、5 年を超えない期間ごとにこの条例の規定について検討し、必要に応じて見直し等をする（第 32 条）ことを定めている。

上記の評価及び検討を行うにあたり、市民の意見を聴くための仕組みとして、第 33 条の規定に基づき、平成 27 年 7 月に「（第 3 次）市民自治推進会議」（附属機関）を設置し、平成 28 年 9 月までの間に全 6 回の会議を開催し、議論を行ってきた。

その結果として、報告書「札幌市自治基本条例に基づく評価及び検討の結果について（報告書）」が、平成 28 年 11 月 11 日に市長に手交された。

1 市民自治推進会議の概要（報告書 p1～2）

●委員構成（8 名） 委嘱期間：H27.7.6～H29.7.5		
佐藤 克廣	座長	（北海学園大学法学部教授）
飯田 俊郎	委員	（青森公立大学経営経済学部教授）
石黒 匡人	委員	（小樽商科大学商学部教授）
梶井 祥子	委員	（札幌大谷大学社会学部教授）
木村 公子	委員	（鉄西連合町内会副会長・女性部長）
松本 直子	委員	（市民委員）
森田 久芳	委員	（市民委員）
横江 光良	委員	（NPO 法人北海道未来ネット代表理事）
●会議開催状況（全 6 回）		
第 1 回	H27.7.6	委嘱式、座長選出、全体スケジュール確認、市の施策・制度等の説明
第 2 回	H27.9.8	評価・検討（主に前文～第 20 条）、市民参加条例の基礎調査結果説明
第 3 回	H27.11.5	評価・検討（主に第 21 条～第 29 条）
第 4 回	H27.12.14	評価・検討（主に第 30 条～第 33 条）
第 5 回	H28.2.29	評価・検討（全体の総括）
第 6 回	H28.9.8	報告書の内容についての審議

（参考）過去の市民自治推進会議実施状況

有識者会議（試行）	H22.3～H22.6	施策等の評価（第 31 条）
第 1 次市民自治推進会議	H23.3～H24.3	施策等の評価（第 31 条） 条例見直し（第 32 条）
	H24.7～H25.3	市政参加について（個別テーマ）
第 2 次市民自治推進会議	H26.6～H27.3	職員手引きについて（個別テーマ）

第 1 次市民自治推進会議においては、条例改正不要との報告であった。

2 札幌市の施策・制度の整備及び運用の状況（報告書 p3～11）

関係条文	施策・制度等の内容
市政の情報を知る権利（7）	・情報公開条例に基づく情報公開の総合的な推進
事業者の責務（9）	・まちづくりパートナー協定締結による企業との連携 ・企業が CSR 活動を行うための情報提供やコンサルティングの実施
市民に開かれた議会（11）	・議会基本条例の制定 ・本会議及び特別委員会の動画配信 ・HP や広報誌による周知啓発
市民の意思の把握（13）	・市民と市長の対話（サッポロスマイルトーク等） ・市政世論調査、指標達成度調査等の各種アンケート調査
職員の能力向上（14）	・職員研修、職場研修における自治基本条例科目の設置 ・市民自治推進本部による全庁的な取組、職員への意識啓発
公正かつ透明性の高い行政運営（16～20）	・「札幌市まちづくり戦略ビジョン」、同「アクションプラン 2015」によるまちづくりと行財政運営の一体的な取組 ・予算その他財政状況の公表 ・行政評価制度
市政参加の保障（21）	・パブコメ、市民委員公募をはじめとする各種市民参加制度の整備 ・市民参加条例に関する基礎調査の実施
市民まちづくり活動促進（23）	・市民まちづくり活動促進条例の制定 ・さぼーとほっと基金 ・まちづくり人材育成、活動主体のネットワーク化、活動の場の確保等に関する各種支援
青少年・子どもの参加（24）	・子どもの権利条例の制定 ・子ども議会、キッズコメント等子どもの意見を聴く仕組みの運用
情報公開（25）	・公文書管理条例の制定 ・札幌市公文書館条例の制定、札幌市公文書館の開設
情報提供（26）	・広報誌、パンフレット、ホームページ、メールマガジン、SNS、出前講座など、多様な手段での情報提供
まちづくりセンターを拠点とした地域のまちづくり（28）	・まちづくりセンター地域自主運営制度 ・地域課題や将来に向けたビジョン等を地域で共有するための支援 ・町内会に対する各種支援事業 ・地域コミュニティ検討委員会の設置
区のまちづくり（29）	・元気なまちづくり支援事業による区のまちづくり活動の支援
他の自治体との連携協力（30）	・札幌広域圏組合、「札幌☆取扱説明書」等による道内連携推進 ・札幌市国際戦略プランの策定
施策・制度等の評価、条例見直し（31～33）	・市民自治推進会議 ・市民によるまちづくり会議（市民ワークショップ） ・事業評価における市民自治の取組の評価

（ ）内の数字は、対応する自治基本条例の条数を示す。

3 条例第 32 条に基づく条例の規定についての検討結果（報告書 p12～16）

[参考] 条例の規定についての検討にあたって前提とされている基本的な考え方（報告書 p2、p74）

市民自治を推進するための現在の札幌市の取組が不足しており、かつ、条例の規定を改正しなければ取組を進めることが困難である場合において、改正を要するものである。

第 32 条に基づき、条例の規定について検討したところ、3 つの点について条例改正を要するという結論に至った。いずれも、実際に取組等として行われているため、市の取組等の不足を正す目的ではなく、条文に明示することで現在の取組を条例で担保することが望ましいとされたもの。

- ① 市がまちづくりセンターを単位とする地域の意見を聴き、市政への反映に努める旨の規定を設けるべき。（第 28 条関係）
 - ・市民の声を市政に反映させるよう努める旨の規定が、総括的な第 21 条と区単位の第 29 条にはあるが、市民に最も身近なまちセン単位の第 28 条にはない。
 - ・まちセン単位の地域の声が市政に届く仕組みは実際には整備されているが、地域重視の姿勢の明確化するとともに、その仕組みを条文で担保することが望ましい。
- ② 地域の住民の声に対して、まちづくりセンター、区役所及び市役所（本庁）が連携して、札幌市として一体的に対応するように努める旨の規定を設けるべき。（第 28 条関係）
 - ・地域の声に市が一体的に対応する仕組み自体は整備されているが、条文に明記することでその仕組みを根拠づけ、担保することが望ましい。
- ③ 海外との連携で得られた情報等を市民に広く提供する旨の表現を加えるべき。（第 30 条関係）
 - ・第 26 条で情報提供について定めており、現状でも国際部を中心にホームページ等で情報提供を行っているため、上記の表現を加えなければ情報提供が行われないというわけではない。
 - ・しかし、市民にとって海外の情報は国内の情報より遠い存在で入手しにくいいため、条文に規定することで情報提供を担保することが望ましい。

上記の指摘を踏まえ、市民自治推進会議において次のとおり条文の改正案が提案された。

①・②への対応

第 28 条第 1 項に下線部の表現を追加

市は、まちづくりセンターを拠点として、地域住民との協働により、地域の特性を踏まえたまちづくりを進めるものとする。この場合において、市は、地域住民の意見を市政に反映させるように努めるとともに、関係各局等が連携して地域課題の解決に向けて必要な調整をするための仕組みの整備に努めるものとする。

③への対応

第 30 条第 3 項に下線部の表現を追加

市は、海外の自治体、組織等との連携・協力を深めるとともに、得られた情報や知恵を市民に広く提供し、札幌のまちづくりに生かすものとする。

4 条例第 31 条に基づく市の施策・制度の評価結果（報告書 p17～20）

第 31 条に基づき、札幌市のまちづくりに関する施策・制度についての評価として、次の 11 項目に関して指摘等がなされた。

項目	指摘等の内容
条例の認知度（全般）	<ul style="list-style-type: none"> ・H26 のアンケートでは条例を「知っている」又は「読んだことがある」人が 10.6%と低く、条例が依然として市民に浸透していない。 ・条例そのものには市民が関心を向けにくいので、具体的テーマを入口とする、学校教育課程に採り入れるなど、周知方法の工夫が必要。 ・条例の周知と併せて具体的な取組の推進も重要。
市民の積極的な参加（8）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政がすべてを担うことは困難になっており、これからは市民と行政の協働が一層重要になる。 ・市民も市も、協働の意識を持つことが必要。
職員の地域活動への参加（14）	<ul style="list-style-type: none"> ・職員も市民の 1 人として、まちづくり活動に積極的に参加する意識を持つことが必要。 ・あくまでも市民の立場で参加するのであって、職員が市民とは別な存在として市民に率先することまでは求めている。 ・職員が参加しやすい環境づくりを行うことも必要。
女性の参加促進（21）	<ul style="list-style-type: none"> ・附属機関の女性委員比率 40%の目標を達成できるよう努めること。 ・女性もバランスよく参加できるような取組の推進が必要。
市民参加条例の整備（21）	<ul style="list-style-type: none"> ・他都市の市民参加条例調査の結果が市から示されたところであり、これを踏まえて、今後、市民参加条例の必要性を検討していく。
子どもの参加促進（24）	<ul style="list-style-type: none"> ・担い手が不足する中、子どもに関心を持ってもらうことが重要。 ・子どもの参加で地域課題解決につながった他都市事例もある。 ・学校と連携しながら子どもの参加の取組を充実させるのが望ましい。
分かりやすい情報提供（26）	<ul style="list-style-type: none"> ・「まちづくり戦略ビジョン」のイメージ映像が分かりやすかった。 ・今後も幅広い層の市民に伝わりやすい情報提供に努めるべき。
まちづくりセンター（28）	<ul style="list-style-type: none"> ・まちセンは原則平日日中のみ稼働のため、活用できる人が限られる。 ・多様な層の市民に活用してもらえるように、時間外や休日に活用できる方策を検討することが有益。 ・まちセン自主運営化の推進に努力すべき。
区民協議会の担い手確保（29）	<ul style="list-style-type: none"> ・区民協議会の担い手が今なお不足している。 ・他都市の事例なども参考に、新たな担い手を確保するための工夫をしていくことが必要。
国際的な視点（30）	<ul style="list-style-type: none"> ・国際都市としての観点を市民に持ってもらうよう努めるべき。 ・海外との連携によるメリットを分かりやすく市民に提示すべき。 ・市民自治アンケートにも国際的視点を取り入れるよう検討すべき。
行政評価との連携（31）	<ul style="list-style-type: none"> ・行政評価と自治基本条例における評価の仕組みを連携させることで、より効率的な検証が可能になると思われる。

（ ）内の数字は、対応する自治基本条例の条数を示す。